

# 福井県こども医療費助成事業の手引き

## (柔道整復用)

**令和7年4月**

**福井県健康福祉部こども未来課**

# 目次

## 第1章 福井県子ども医療費助成事業について

- 1 事業の概要 . . . . . 1
- 2 請求の流れ . . . . . 2
- 3 例外の取扱い . . . . . 4
- 4 他の公費負担制度との優先関係 . . . . . 4
- 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱い . . . . . 4

## 第2章 受給者証について

- 1 受給者証の様式 . . . . . 6
- 2 公費負担者番号の構成 . . . . . 7

## 第3章 請求について

- 1 一部負担金の請求について . . . . . 8
- 2 総括表等の記載について . . . . . 9

## Q & A 編

- 1 子ども医療費の自己負担金について . . . . . 11
- 2 受給者証について . . . . . 12

## 資料編

- 市町別子ども医療費制度状況一覧（令和7年4月時点） . . . . . 14
- 市町別公費負担者番号一覧（令和7年4月時点） . . . . . 15

# 第1章 福井県こども医療費助成事業について

福井県では、県民の子育て支援をするため、保険診療に係る医療費を助成する公費負担制度を実施しています。

## 1 事業の概要

### (1) 事業の実施主体

福井県内市町

### (2) 対象者

福井県内に住民登録のある0歳から中学校3年生までのこどもが対象となります（ただし、市町から「こども医療費助成受給者証」（以下、「受給者証」という。）が発行されている者に限る）。

※福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町は0歳から18歳に達する年度末までのこどもが対象です。ただし大野市のみ県内大学等に通学する19歳から20歳のこどもも対象となります。

### (3) 給付対象額

柔道整復施術療養費に係る対象者の一部負担金の一部

### (4) 自己負担金額

#### こども医療費対象者

- ・ 就学前児童は自己負担金なし
- ・ 小学校1年生以上は市町毎に自己負担徴収の有無が異なりますので、必ず受給資格者証をご確認ください。

#### ひとり親家庭等医療費および重度障害者（児）医療費対象者

- ・ 自己負担金を徴収しません。

※市町毎の対象年齢および自己負担金の有無については、34ページの「市町別こども医療費制度状況一覧」をご覧ください。

## (5) 給付方法

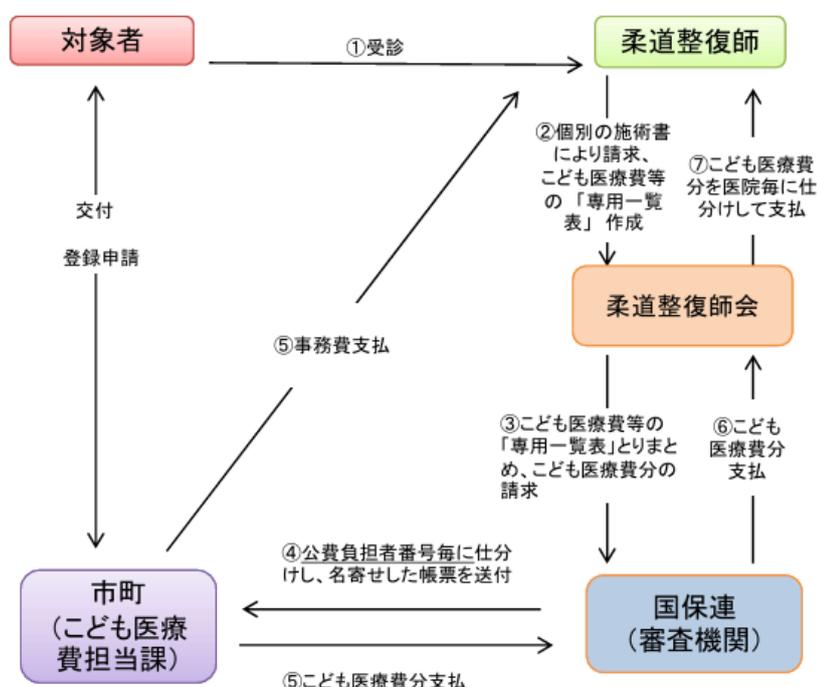
現物給付方式により実施

※対象者は、施術所の窓口で、被保険者証とともに受給者証を提示することにより、受給者証に記載された自己負担金額（または無料）で施術を受けることができます。

## 2 請求の流れ

こども医療費助成については、柔道整復師会への加入の有無により、請求の流れが異なります。

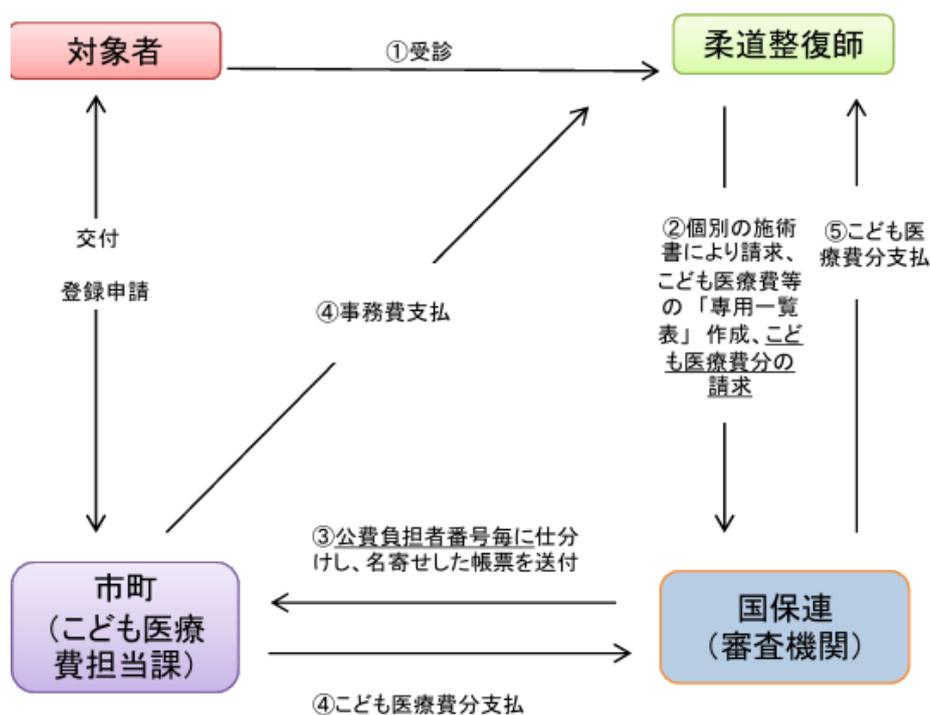
### (1) 柔道整復師会に加入している場合



- ① 対象者は、被保険者証と受給者証を窓口で提示して受診します。
- ② 柔道整復師は、支給申請書と併せてこども医療費等の「専用一覧表」を柔道整復師会に提出します。（「専用一覧表」とは、「こども医療費助成事業総括表」および「こども医療費助成事業対象者一覧表」のことをいいます。）
- ③ 柔道整復師会が取りまとめた上、国保連に提出します。
- ④ 国保連は、柔道整復師会から提出された総括表等を取りまとめ、請求関係帳票を作成し、市町に送付します。
- ⑤ 市町は、国保連からの請求を受けてこども医療費分を支払います。また、市町は事務手数料を施術所等に支払います。

- ⑥ 国保連は、市町からの支払いを受けて柔道整復師会にこども医療費分を支払います。
- ⑦ 柔道整復師会より、各柔道整復師にこども医療費分が支払われます。

(2) 柔道整復師会に加入していない場合



- ① 対象者は、被保険者証と受給者証を窓口に掲示して受診します。
- ② 柔道整復師は、支給申請書と併せて「こども医療費助成事業総括表」と「こども医療費助成事業対象者一覧表」を作成し、国保連に提出します。
- ③ 国保連は、施術所等から提出された総括表等を取りまとめ、請求関係帳票を作成し、市町に送付します。
- ④ 市町は、国保連からの請求を受けて一部負担金を支払います。また、市町は事務手数料を施術所等に支払います。
- ⑤ 国保連は、市町からの支払いを受けて、施術所等に一部負担金を支払います。

### 3 例外の取扱い

次の場合には現物給付の取扱いとなりません。

- ・ 施術所の窓口で受給者証の提示がない場合
- ・ 健康保険が適用されない場合
- ・ 交通事故等第三者行為による診療の場合
- ・ 学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合

### 4 他の公費負担制度との優先関係

こども医療費助成制度の他に公費負担制度が適用される場合は、他の公費負担制度（次項参照）が優先的に適用されます。

ただし、先に適用した公費負担制度に自己負担金がある場合は、当該自己負担金について、こども医療費の助成対象となります。

### 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱い

こども医療費の助成対象となるこどもが、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記の点に留意してください。

- 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、こども医療費助成制度の助成対象とはなりません。
- こどもの保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、受給者証を使用しないよう市町から周知されています。
- 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、こども医療費助成制度を使わずに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児童は2割）相当額を保護者に請求してください。

## 《 公費負担制度一覧 》

| 法 律 等   | 名 称                |                   | 法別番号 |
|---|--------------------|-------------------|------|
| 戦傷病者特別援護法   | 戦傷病者               | 療養の給付             | 1 3  |
|   |                    | 更生医療              | 1 4  |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律                                 | 原爆援護               | 認定医療              | 1 8  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律                          | 感染症                |                   | 2 9  |
| 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律                 | 医療観察               |                   | 3 0  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律                          | 感染症結核              |                   | 1 0  |
|   |                    |                   | 1 1  |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律                                 | 精神保健               | 措置入院医療            | 2 0  |
| 障害者総合支援法  | 自立支援               | 精神通院医療            | 2 1  |
|   |                    | 更生医療              | 1 5  |
|   |                    | 育成医療              | 1 6  |
|   |                    | 療養介護医療            | 2 4  |
| 麻薬及び向精神薬取締法   | 麻薬取締               |                   | 2 2  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律                          | 感染症                |                   | 2 8  |
| 児童福祉法   | 児童福祉               | 療育医療              | 1 7  |
|   |                    | 肢体不自由児通所及び障害児入所医療 | 7 9  |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律                                 | 原爆援護               | 一般疾病医療            | 1 9  |
| 母子保健法   | 母子保健               | 養育医療              | 2 3  |
| 児童福祉法   | 小児慢性               |                   | 5 2  |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律                                  | 難病医療               |                   | 5 4  |
| S 48.4.17 衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」他     | 特定疾患等              |                   | 5 1  |
| H20.3.31 健発第 0331001 号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」  | 肝炎治療特別促進事業         |                   | 3 8  |
| 児童福祉法   | 措置等医療              |                   | 5 3  |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律                                  | 石綿救済               |                   | 6 6  |
| 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法                     | 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金 |                   | 6 2  |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 | 残留邦人支援             |                   | 2 5  |
| 生活保護法   | 生活保護               |                   | 1 2  |

※ 診療報酬明細書の記載時に 2 以上の公費負担医療制度の併用がある場合は、この表の上から順番に、先順位の公費負担医療を第 1 公費、後順位の公費負担医療を第 2 公費とする。

## 第2章 受給者証について

こども医療費の現物給付を受けるには、市町が発行する受給者証が必ず必要になります。施術所の窓口では、来院の都度、受給者証の提示を求め、内容を確認していただくようお願いいたします。なお、受診者の住所に変更がないかのご確認も併せてお願いいたします。

### 1 受給者証の様式

市町によって多少異なりますが、概ね下記のとおりとなっています。

(表面)

| 〇〇市こども医療費助成受給者証          |              |                                  |
|--------------------------|--------------|----------------------------------|
| 公費負担者番号                  |              |                                  |
| 受給者番号                    |              |                                  |
| 加入医療保険                   |              |                                  |
| こども                      | 氏名           | 男・女                              |
|                          | 住所           |                                  |
|                          | 生年月日         |                                  |
| 保護者氏名                    |              |                                  |
| 有効期間                     | 年 月 日～ 年 月 日 |                                  |
| 自己負担金<br>※未就学児と<br>調剤はなし | 通院           | 無料(又は1医療機関あたり<br>1月500円)         |
|                          | 入院           | 無料(又は1医療機関あたり<br>1日500円(月8日間まで)) |
| 平成 年 月 日交付 〇〇市長 〇〇〇〇 印   |              |                                  |

(裏面)

|  |
|--|
| 1. この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。                                     |
| 2. <b>福井県内の医療機関で医療を受けるときは、被保険者証、加入者証又は組合員証とともに必ずこの証を窓口に掲示してください。</b>           |
| 3. この証は、福井県外の医療機関では使用できません。県外で受診をしたときは、助成申請書の領収書証明書欄の記載を受けるか、領収書を添付して申請してください。 |
| 4. この証は、県内においても一部の医療機関では使用できませんので、窓口で使用の可否を確認してください。                           |
| 5. 他の法令等により公費負担を受けることができる場合は、その公費負担を優先的に受けてください。                               |
| 6. 学校管理下における怪我等により、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用される場合は、こども医療費助成制度の対象となりません。   |
| 7. <b>加入している医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、必ずその旨をこの証を添えて届け出てください。</b>            |
| 8. 市外へ転出するときは、直ちにこの証を返却してください。   |
| 9. この証を破損又は紛失したときは、再交付を受けてください。  |
| 問い合わせ先 〇〇市役所 〇〇〇〇課   |

## 2 公費負担者番号の構成

こども医療費の公費負担者番号は、以下の通り設定された8桁の算用数字から構成されています。



|        |   |                         |
|--------|---|-------------------------|
| 法別番号   | 80…こども医療費   |                         |
|        | 81…ひとり親家庭等医療費   |                         |
|        | 82…重度障害者医療費   |                         |
|        | 83…3制度全て（公費負担者番号数が1つの市町のみ）  |                         |
| 都道府県番号 | 福井県の番号は18番  |                         |
| 判別番号   | 自己負担金の有無や対象年齢等を区別するための判別番号は、制度毎に以下の通りである。<br><b><u>なお、自己負担金については、判別番号が0～4の場合はなし、5～7の場合はありと区別する。</u></b> |                         |
|        | こども   | 0…区別なし（こども医療費のこども全て）    |
|        |   | 1…未就学児                  |
|        |   | 5…小学1年～小学3年生までのこども      |
|        |   | 6…小学4年～中学3年生までのこども      |
|        |   | 7…小学1年～中学3年生までのこども      |
|        | ひとり親  | 0…区別なし（ひとり親医療費のこども全て）   |
|        |   | 1…母子家庭のこども              |
|        |   | 2…父子家庭のこども              |
|        | 重度障害  | 0…区別なし（重度障害者医療費のこども全て）  |
|        |   | 1…身体・知的障害のこども（県補助対象分）   |
|        |   | 2…身体・知的障害のこども（市町拡充分）    |
|        |   | 3…身体・知的障害のこども（補助範囲区別なし） |
|        | 3制度   | 公費負担者番号が1つの市町は一律で0とする。  |
| 市町番号   | 行政順に従った番号とする。   |                         |
| 検証番号   | 国で定めた計算式に基づいて算出される番号とする。  |                         |

## 第3章 請求について

### 1 一部負担金の請求について

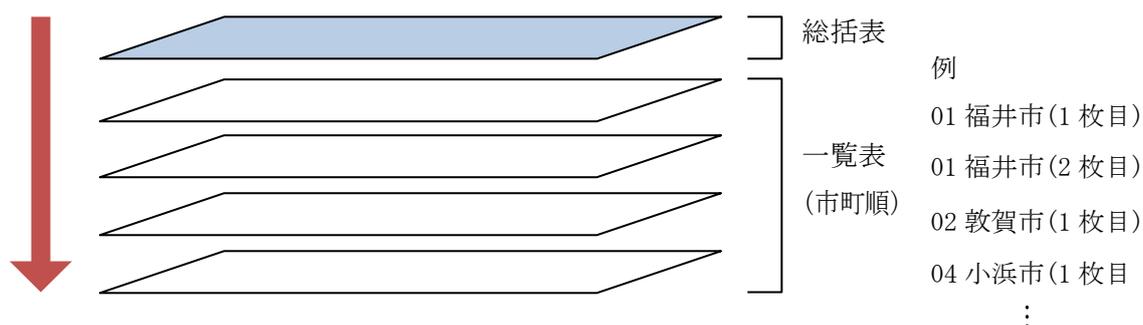
こども医療費助成事業の現物給付化に伴い、施術所では、対象者の一部負担金を、国保連を通して市町に請求することになります。

#### (1) 提出書類

提出書類は以下のとおりで、いずれも紙面による提出となります。なお、各様式は、福井県国保連ホームページからダウンロードできます。

- ・ こども医療費助成事業総括表（様式第3号）
- ・ こども医療費助成事業対象者一覧表（様式第4号）

[綴り方]



#### (2) 提出期限

提出期限は毎月10日（必着）です。ただし、10日が休日の場合は、その前営業日となります。

#### (3) 提出場所及び方法

総括表等は、郵送または持参により、国保連に提出してください。

〒910-0843

福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館4階

福井県国民健康保険団体連合会

注) 療養費支給申請書について

こども医療費助成事業が現物給付化したことによる、療養費支給申請書の記載の変更はございません。

## 2 総括表等の記載について

### (1) 共通項目の留意事項

|        |  |
|--------|--|
| 施術年月   | 施術年月（請求月の前月）を記載。   |
| 施術所コード | 記号・番号を記載（契 18*****-**-*）<br>ただし、 <u>国保連に指定された独自コードをお持ちの場合は、<br/>そちらを記載（18-*****）</u> |

### (2) こども医療費助成事業総括表の留意事項

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 件数、金額、<br>一部負担金 | 市町毎に、対象者一覧表のそれぞれの項目の積み上げを記載。 |
|-----------------|------------------------------|

### (3) こども医療費助成事業対象者一覧表の留意事項

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 施術年          | 和暦での数字を記載。                     |
| 施術月          | 施術の月を記載。※一覧では施術月順で並べる。         |
| 生年月日         | 数字7桁で記載。（例：平成20年9月30日⇒4200930） |
| 性別           | 男⇒「1」、女⇒「2」。                   |
| 給付割合         | 未就学児（一部負担2割）⇒「8」、小学生以上⇒「7」。    |
| 金額           | 対象者に対する施術の総費用額を記載。             |
| 一部負担金（窓口負担額） | 下記のとおり。                        |

### ☆一部負担金（窓口負担額）欄の留意点

- ①当該欄の金額上限は「500円」です。（それ以上の額が記載されているとエラーとなります。）
- ②未就学児や自己負担金なし市町のケースで負担金を徴収していない場合でも、当該欄には「0円」と記載してください。
- ③窓口で自己負担金として総費用の3割から1円単位を四捨五入した金額を徴収している場合でも、当該欄には1円単位で記載してください。  
例) 総費用1,220円 ⇒ 窓口370円 当該欄366円
- ④対象者が月の途中で市町を異動した場合、それぞれの市町で自己負担金が発生します。（例えば、A市時代に既に500円徴収していても、月途中でB町に転出したら再び500円を徴収します。）

# Q & A 編

## 1 こども医療費の自己負担金について

問1 施術の一部負担金がこども医療費自己負担金（500円）に満たない場合は、窓口で徴収する金額はどのようになりますか。

答1 一部負担金額を徴収してください。例えば、一部負担金が180円の場合、180円を窓口で徴収してください。

問2 1月のうち同一の施術所に2回受診した場合、こども医療費自己負担金はどのようになるのですか。

答2 こども医療費自己負担金は、通院は1医療機関ごとに1月500円まで徴収しますので、1月の受診の中で、1回目に既に500円を徴収した場合は、2回目以降は徴収しません。なお、1回目の自己負担金額が400円の場合は、2回目に100円まで徴収します。

問3 1月のうち複数の保険医療機関（医科・歯科を含む。）に受診した場合、こども医療費自己負担金はどのようになるのですか。

答3 保険医療機関ごとに自己負担金を徴収します。ただし、保険調剤は無料となります。

問4 他の公費負担制度がある場合、こども医療費自己負担金はどのようになるのですか。

答4 こども医療費は、他の公費負担制度を優先させることから、他の公費負担制度助成額の自己負担額を対象とします。したがって、他の公費負担制度において自己負担金のある場合においては、その自己負担金をこども医療費の対象とし、こども医療費の自己負担金のみを徴収することになります。

## 2 受給者証について

問1 月途中でA市からB市へ転居した場合、受給者証はどのような取扱いになるのですか。

答1 B市の受給者証の有効期間は転入日からになりますが、B市から受給者証が交付されるまでは、A市からの転出後にかかった医療費については現物給付の対象となりません。

転出日から受給者証交付日までにかかった医療費については、後日市町の窓口で申請を行った場合、償還払いされます。

問2 受給者証の有効期限はどのように設定されていますか。

答2 市町により異なりますので、受給者証の有効期間の記載をご確認いただくようお願いいたします。

問3 こども医療費助成受給者証と保険証は受診ごとに確認するのですか。

答3 こども医療費助成事業では、受給者証が発行されている市町に居住（住民登録）することが助成要件の一つであるため、他の公費負担制度と比較すると、常時、資格喪失の可能性があります。このため、過誤の発生を防止する観点から、必ず、受診の都度確認していただくようお願いいたします。

問4 受診者が受給者証を忘れて持参しなかった場合の自己負担金はどのように扱うのですか。

答4 受給者証の提示がない場合は、こども医療費を適用せず、保険診療の一部負担金額（2割又は3割）を徴収することになります。

なお、受診者は後日市町で償還の手続きを行います。

# 資料編

## 市町別子ども医療費制度状況一覧(令和7年4月時点)

|      | 対象年齢  |               |                         | 自己負担金の有無(※)    |
|------|-------|---------------|-------------------------|----------------|
|      | 中学校卒業 | 18歳年度末        | その他                     |                |
| 福井市  |       | ○(R4.4～)      |                         | なし<br>(R7.1～)  |
| 敦賀市  |       | ○<br>(R2.10～) |                         | なし(R7.4～)      |
| 小浜市  |       | ○(R4.4～)      |                         | 有              |
| 大野市  |       | ○<br>(R2.10～) | 県内大学等に通学する<br>19～20歳も対象 | なし<br>(R2.10～) |
| 勝山市  |       | ○(R2.9～)      |                         | なし             |
| 鯖江市  |       | ○(R2.10～)     |                         | なし(R5.4～)      |
| あわら市 |       | ○(R2.10～)     |                         | なし(H30.4～)     |
| 越前市  |       | ○<br>(R2.10～) |                         | なし<br>(R5.4～)  |
| 坂井市  |       | ○<br>(R2.10～) |                         | なし             |
| 永平寺町 |       | ○<br>(R2.10～) |                         | なし             |
| 池田町  | ○     |               |                         | 有              |
| 南越前町 |       | ○<br>(H30.6～) |                         | なし             |
| 越前町  |       | ○(R3.10～)     |                         | なし(R5.4～)      |
| 美浜町  |       | ○<br>(R2.9～)  |                         | なし             |
| 高浜町  |       | ○<br>(H29.4～) |                         | なし             |
| おおい町 |       | ○<br>(H31.4～) |                         | なし             |
| 若狭町  |       | ○(R4.8～)      |                         | なし             |

1市町

16市町

※15市町は徴収しない

※自己負担金の有無欄が○の場合、1医療機関あたり通院は月500円/件、入院は500円/日(月8日まで)を窓口で徴収してください。

市町別公費負担者番号一覧(令和7年4月時点)

| 市町名  | 制度   | 法別番号 |   | 都道府県番号 |   | 判別番号 | 市町番号 |   | 検証番号 |
|------|------|------|---|--------|---|------|------|---|------|
| 福井市  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 0    | 1 | 1    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 0    | 1 | 8    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 0    | 1 | 6    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 1    | 0    | 1 | 7    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 2    | 0    | 1 | 5    |
| 8    |      | 2    | 1 | 8      | 4 | 0    | 1    | 1 |      |
| 敦賀市  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 0    | 2 | 9    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 0    | 2 | 6    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 0    | 2 | 4    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 0    | 2 | 1    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 0    | 2 | 9    |
| 小浜市  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 1    | 0    | 3 | 5    |
|      |      | 8    | 0 | 1      | 8 | 7    | 0    | 3 | 2    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 0    | 3 | 4    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 0    | 3 | 2    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 1    | 0    | 3 | 3    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 2    | 0    | 3 | 1    |
| 8    |      | 2    | 1 | 8      | 4 | 0    | 3    | 7 |      |
| 大野市  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 0    | 4 | 5    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 0    | 4 | 2    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 0    | 4 | 0    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 0    | 4 | 7    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 0    | 4 | 5    |
| 勝山市  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 0    | 5 | 2    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 0    | 5 | 9    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 0    | 5 | 7    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 0    | 5 | 4    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 0    | 5 | 2    |
| 鯖江市  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 0    | 6 | 0    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 0    | 6 | 7    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 0    | 6 | 5    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 0    | 6 | 2    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 0    | 6 | 0    |
| あわら市 | 3制度  | 8    | 3 | 1      | 8 | 0    | 0    | 7 | 5    |

| 市町名  | 制度   | 法別番号 |   | 都道府県番号 |   | 判別番号 | 市町番号 |   | 検証番号 |
|------|------|------|---|--------|---|------|------|---|------|
| 越前市  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 0    | 8 | 6    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 0    | 8 | 3    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 0    | 8 | 1    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 0    | 8 | 8    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 0    | 8 | 6    |
| 坂井市  | 3制度  | 8    | 3 | 1      | 8 | 0    | 0    | 9 | 1    |
| 永平寺町 | 3制度  | 8    | 3 | 1      | 8 | 0    | 1    | 0 | 9    |
| 池田町  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 1    | 1    | 1 | 8    |
|      |      | 8    | 0 | 1      | 8 | 7    | 1    | 1 | 5    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 1    | 1 | 7    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 1    | 1 | 5    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 1    | 1 | 2    |
| 8    |      | 2    | 1 | 8      | 4 | 1    | 1    | 0 |      |
| 南越前町 | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 1    | 2 | 8    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 1    | 2 | 5    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 1    | 2 | 3    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 1    | 2 | 0    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 1    | 2 | 8    |
| 越前町  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 1    | 3 | 6    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 1    | 3 | 3    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 1    | 3 | 1    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 1    | 3 | 8    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 1    | 3 | 6    |
| 美浜町  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 1    | 4 | 4    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 1    | 4 | 1    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 1    | 4 | 9    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 0    | 1    | 4 | 2    |
| 高浜町  | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 1    | 5 | 1    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 0    | 1    | 5 | 0    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 0    | 1    | 5 | 9    |
| おおい町 | こども  | 8    | 0 | 1      | 8 | 0    | 1    | 6 | 9    |
|      | ひとり親 | 8    | 1 | 1      | 8 | 1    | 1    | 6 | 6    |
|      |      | 8    | 1 | 1      | 8 | 2    | 1    | 6 | 4    |
|      | 障害   | 8    | 2 | 1      | 8 | 3    | 1    | 6 | 1    |
|      |      | 8    | 2 | 1      | 8 | 4    | 1    | 6 | 9    |
| 若狭町  | 3制度  | 8    | 3 | 1      | 8 | 0    | 1    | 7 | 4    |